

# くらスマ利用規約

2025年4月1日施行

## 第1条（規約）

1. 本規約は、株式会社 NEXIA（以下「当社」という）が提供する「くらスマ」（以下「本サービス」という）の提供及びその利用に関する規約（以下「会員規約」という）を定めるものです。
2. 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。
3. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」という）を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
4. 会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

## 第2条（定義）

「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き（会費納入を含む）を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社が、入会を承諾しない場合は当社が申込を知った日から1週間以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は所定の入会申込み手続き時に明示されたサービス開始日から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

## 第3条（本サービスの利用及び種類）

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合には、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。

## 第4条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

## 第5条（会費）

1. 本サービスの会費は、所定金額を、指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
3. 会費を滞納した場合、事前に個別の連絡がない限りは会員に対し事前事後に通知することなく、即時退会としサービスの提供を停止します。

## 第6条（会員期間及び更新）

1. 本サービスの会員期間（サービス有効期間）は、一ヶ月単位となり、会費の日割り精算は行いません。
2. 会員期間は、所定の期日までの退会申請がない自動更新となります。

## 第7条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、住所や連絡先等、当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

## 第8条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、所定の方法でその旨を必ず届出をすることとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。
2. 本サービスの退会手続きは毎月25日（定休日は翌営業日）までに当社へ退会申請されたものを当月退会とします。
3. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
  - (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合
  - (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
  - (4) 会費を滞納した場合
  - (5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

## 第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) その他(1)～(7)に準ずるもの
2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
  3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

## **第10条（個人情報の収集・保有・利用について）**

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。
  - (1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
  - (2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。  
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者と異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
  - (3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供（会員相互間のトラブルに関する場合も含む）にあたり、以下の会員の個人情報を、専門相談員、指定弁護士、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することをあらかじめ同意するものとします。  
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者と異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
  - (4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

- ①本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
  - ②本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への会員等の個人情報の提供
  - ③個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
  - ④本サービスの運営維持の為若しくは、当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
  - ⑤申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
  - ⑥本サービスに関する情報を通知するため
  - ⑦当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
  - ⑧本サービスの本来的・付随的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
  - ⑨その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

## 第11条（免責）

1. 本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとしします。
2. 当社は、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとしします。
3. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

## 第12条（管轄裁判所）

この会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 近隣トラブル解決支援サービス

当社が提供する「近隣トラブル解決支援サービス」（以下「本サービス」という）の運営元はハイコミュニケーションズ株式会社（以下「H社」という）であり、当社は、本規約に基づきハイコミュニケーションズ株式会社が運営する近隣トラブル解決支援サービスまもるんを会員に提供します。

### 第1条（目的）

本サービスに係る加入者（以下「会員」という）を対象として、会員のストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内、専門家、行政機関、専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

### 第2条（専門相談員）

本サービスの専門相談員は、警察OBを中心に、ストーカー、不法侵入、近隣トラブルに精通し、当社が専門相談員として、ふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

### 第3条（利用資格）

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

### 第4条（利用方法）

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。ご利用・受付時間は、平日の午前10時～午後6時30分まで（土、日、祝、年末年始を除く）とします。時間外につきましてはメールフォームにて受付いたします。

### 第5条（サービス内容）

1. 会員から専用ダイヤル、又は、面接相談で、相談・問い合わせのあったストーカー被害、不法侵入、  
近隣トラブルに関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。
  - (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス。
  - (2) 警察署、行政機関等の専門相談窓口等の専門家の紹介
  - (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、法律家によって行なわれる法的相談ではなく、一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、相手方に電話連絡、文書送付、面談その他の交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本サービスは、ストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項と当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。
  - (1) 近隣トラブル解決支援を対象としない日常トラブルの相談

- (2) ストーカーとは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
- (3) 法令や社会通念に反する事項
- (4) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
- (5) その他、当社が対象外と判断した事項

#### **第6条（相談回数等）**

1. 会員は、近隣トラブル相談サービスを受けるために、本相談ダイヤルを無料にて利用できます。
2. 会員は、本サービスの有効期間内において、年間3回まで、本相談ダイヤルを利用して、相談・問合せを行なうことができます。
3. 会員が、電話相談ではなく、個別の面接相談をご希望のときは、1回につき5,000円（消費税別途）の相談料がかかり、当社指定の相談場所において、相談を実施するものとします。
4. 近隣トラブル解決支援サービス相談窓口

ハイコミュニケーションズ株式会社

電話番号：0120197423（10:00～18:30）※土日祝日・年末年始除く

#### **第7条（免責）**

近隣トラブル解決相談サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、会員に強制するものではなく、あくまで、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

**端末サポート**

## かけつけサポート

### 1. 定義・確認事項

- ① 「かけつけサポート」とは、運営元の提供する本サービスの1つとして、G・O・G株式会社（以下「G社」といいます。）の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービス（以下「訪問サービス」といいます。）を、会員価格（通常価格から5%割引）にて利用できるサービスをいいます。本サービスに申込みすることにより、「端末補償サポート」（別紙1）を利用することが出来るものとなります。  
※ 訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金を含むその他料金は対象外となります。
- ② 「訪問サービス」は、会員とG社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。なお、訪問サービスの提供は、運営元の本サービスの内容に含まれません。
- ③ G社の提供する「訪問サービス」の概要・条件等は、本規約制定時点において、第2項以下のとおりです。会員は、G社への訪問サービスの利用契約の申込時に、都度、最新の情報等を確認するものとし、会員の自己の判断と責任において、訪問サービスを利用（申込み・契約締結を含みます。）するものとなります。
- ④ 運営元は、会員の訪問サービスの利用およびそれに関連して生じた会員または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

### 2. 「訪問サービス」の概要

- ① 訪問サービスとは、会員のもとに、G社の専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料（本サービスの利用料金とは別にG社所定の料金表に基づき、訪問サービスの利用に応じて会員はG社に支払いを行う必要があります。）にて利用可能なサービスです。
- ② 訪問サービスでは、G社は、会員に対して、会員価格（割引価格）による対応サポートを実施します。
- ③ 訪問サービスの内容、料金等は、以下のURLに規定されます。  
<https://www.gog.co.jp/terms/visitsupport.php>
- ④ 訪問サービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

### 3. サポート範囲

- ① 対象機器
  - (1) 日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器
  - (2) 現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内
- ② サポートエリア  
第2項記載のURLにてご確認ください。
- ③ 受付時間 電話受付 10時～20時(土日祝日も営業。なお年末年始(12月31日～1月3日)は受付しておりません)

- ④ サポート対応時間 8 時～23 時(土日祝日も営業。なお年末年始(12 月 31 日～1 月 3 日)は対応して  
おりません)

#### 4. 利用方法

訪問サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- ① 利用の連絡を、下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、会員本人から直接電話によ  
り、ご連絡ください。
- ② 専用窓口は、会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をし  
ます。
- ③ 専用窓口は、会員の本サービスの加入が確認できた場合、会員の状況をヒアリングし、概算見積も  
り金額を提示をいたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のもの  
となります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。
- ④ 会員と G 社のスタッフが相談の上、会員が訪問サービスの利用を希望する場合は、G 社のスタッ  
フの訪問等の日時を決定し、スタッフが会員の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。
- ⑤ G 社のスタッフが訪問投資、会員の状況を解決等し、会員は、G 社の請求に従い、G 社に対して訪  
問サービス料金を支払うものとします。

専用窓口 Tel : 03-6671-7395

#### 5. 訪問サービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、G 社のスタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を  
終了する場合があります。

- ① 申込内容がサポートの対象外である場合
- ② 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- ③ サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- ④ サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- ⑤ 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- ⑥ サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾を得られない  
場合
- ⑦ 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- ⑧ その他 G 社の定める場合

#### 6. 免責事項

- ① 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから(正確性、利便  
性、有用性、完全性等)を保証するものではありません。
- ② サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合がありま  
す。
- ③ 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。

- ④ 作業環境及び会員の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性がある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- ⑤ その他、G社の定める事項。

### 【端末補償サポートの利用方法】

端末補償サポートの、利用方法は以下の通りとなります。

1.本サービスの利用ご相談は、下記へお問合せください。

(受付先) 端末補償サポートデスク 0120-917-967 平日 12:00~18:00

2.本サービスの利用の際、申込者自身が本サービスに加入されていることをユーザーID、電話番号等にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者がご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。

### 【サービスの内容】

1. 当社は、申込者に以下のお支払要件に記載の事由が発生し、申込者から提出された提出必要書類を当社が承諾した場合に、1 申込者かつ 1 アカウント ID あたり 1 年（起算日は、本サービス利用開始日とします。）につき 10 万円（税込）を上限として、当社が別途定める期日までに申込者に対して定額のお見舞金をお支払します。但し、除外事項に該当する場合、お見舞金はお支払しないものとします。無料期間内は免責期間となります。
- 2.対象端末は、端末補償サポートにおけるお見舞金の支払いの利用申請時に申請した端末に限られるものとし、対象端末を変更した場合は速やかに端末変更を届け出るものとする。

### 【サービスの利用等】

1. お支払要件：対象端末に故障が発生した場合
2. お見舞い金額
  - ①ルーター、ゲーム機、音楽プレーヤー：一律：最大 1.5 万円
  - ②パソコン、スマートフォン、タブレット端末：一部故障：最大 1.5 万円、全損：最大 10 万円
3. ご利用上限回数：いずれかのお見舞金年 1 回まで

サービス区分	お支払い条件（※1）	お見舞い金額（非課税）		ご利用上限回数（※2）
故障お見舞金	対象端末に故障が発生した場合	・ルーター ・ゲーム機 ・音楽プレーヤー	一律：最大 1.5 万円	いずれか一方のお見舞金 年 1 回まで ※免責期間：無料期間内に発生した損害は対象外
		・パソコン ・スマートフォン ・タブレット端末	一部故障：最大 1.5 万円 全損：最大：10 万円	

※1 いずれのサービスも、申込者が申込者の所有する対象端末を使用したことによって、各項目に定める事象が発生したことが、お見舞金のお支払いの前提条件となります。

※2 サービスの利用により支払われるお見舞金（税込）の上限額は、1 年間（起算日は利用開始日）につき 10 万円です。

### 【提出必要書類】

サービス区分	提出書類
--------	------

故障お見舞金	<p>【一部故障の場合】 修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの</p> <p>【全損の場合】 修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象端末が全損したことが証明できるもの 交換・新規購入した際の領収書等、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの</p>
--------	---

**【除外事項】**

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、お見舞金支払の対象外とします。

- (1) 申込者の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 申込者と同居するもの、申込者の親族、申込者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (3) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合
- (4) 当社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (5) 申込者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 または暴動に起因する場合（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく 平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。） (7) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (8) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (9) 水濡れ、水没に起因する場合
- (10) サービス開始以前（免責期間含む）に申込者に生じた、お支払要件に定める被害
- (11) 端末変更を届け出る前に生じた、お支払い要件に定める被害
- (12) 利用契約が終了した日の翌日以降に申込者に生じた、お支払要件に定める被害
- (13) お見舞金のお支払要件に該当した時点での本サービスの利用の有無にかかわらず、利用申請時に既に本サービスの利用が終了している場合
- (14) 対象端末を申込者が自ら製造、制作、または改造した場合
- (15) 対象端末の部品を申込者が自ら指定の上、当該部品により対象端末を製造、制作させた場合
- (16) 対象端末の初期不良の場合
- (17) 対象端末を盗難または紛失した場合
- (18) 付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・周辺機器等の故障、破損、または交換の場合
- (19) すり傷、汚れ、しみ、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (20) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料・Apple エクスプレスサービス料 など）

以上